

発議案第1号

我孫子市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条の規定により、
別紙の議案を提出します。

令和7年12月2日

我孫子市議會議長様

提出者 我孫子市議會議員 西垣一郎

賛成者 我孫子市議會議員 坂巻宗男

同 椎名幸雄

同 木村得道

同 豊島庸市

我孫子市議会議員定数条例の一部を改正する条例

我孫子市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 91 条第 1 項の規定により、我孫子 市議会議員の定数は、 <u>21</u> 人とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 91 条第 1 項の規定により、我孫子 市議会議員の定数は、 <u>24</u> 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。